

鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ

安全のため遵守いただきたい事項

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないようご注意願います。

記

- 1 実際に入林する日が決まった場合には、電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により、入林する前日（平日）までに入林日と入林場所をご連絡願います。
- 2 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、日光森林管理署のホームページに立入禁止区域図を掲載しておりますので、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
また、「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識があった場合においても、立入り及び発砲を行わないで下さい。
- 3 車両ごとに車内の見やすいところに「入林届」の写しを掲示してください。
- 4 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に、別添の「注意喚起看板」を掲示して下さい。
- 5 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続きをして下さい。
- 6 一般の方が入林している場合がありますので、十分ご注意願います。
- 7 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力下さい。
- 8 火気の取り扱いには十分注意し、たき火、タバコの投げ捨ては行わないで下さい。
- 9 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意して下さい。
なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、日光森林管理署では責任を負いませんので、十分ご留意願います。

[注意]

狩猟禁止区域の地図の確認は、日光森林管理署のホームページから閲覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/syuryou/nyurin.html>

※ 地図は更新する場合がありますので、猟に出かける前にご確認ください。

実際に入林する日が決まった場合の連絡先

日光森林管理署 電話：0288-22-1069

FAX：0288-22-1072

メール：ks_nikko_postmaster@maff.go.jp

日光森林管理署長

野生鳥獣の

捕獲等実施中

入林時注意